

## 仙台管区気象台オープンカウンター方式実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、仙台管区気象台がオープンカウンター方式により物品の調達、役務の提供、その他契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領においてオープンカウンター方式とは、物品調達等に係る見積合わせにおいて、仙台管区気象台が見積の相手方を特定せず、案件を公開し、参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式の見積合わせをいう。

### (対象)

第3条 オープンカウンター方式の対象とする案件は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号の規定するもののうち、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

### (参加資格要件)

第4条 この要領に定めるオープンカウンター方式に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 仙台管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 仙台管区気象台管内（東北）に本社（本店）、支店又は営業所が所在すること。

### (案件の公開)

第5条 オープンカウンター方式案件の公開は、仙台管区気象台ホームページに掲載することにより行う。

- 2 公開する事項は、契約件名、公開日、見積提出期限、見積合わせ日、仕様書及びその他必要な事項とする。

### (見積書の提出)

第6条 見積書は、書面にて提出期限までに会計課に持参、郵送（当日必着）又は電子メール（押印省略時に限る）により提出する。

- 2 見積書の様式は任意とし、以下の項目を記載のうえ、提出しなければならない。

また、見積書は押印の省略を可とする。ただし、押印を省略する場合は、見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記すること。

- (1) 宛名
- (2) 所在地
- (3) 法人の場合は商号、個人事業主の場合は名称
- (4) 代表者職氏名
- (5) 案件名
- (6) 見積金額（消費税及び地方消費税を含む）及びその内訳
- (7) 見積書を作成した日付

3 一度提出した見積書の差替え、変更及び取消しは認めない。

(契約の相手方の決定)

第7条 有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方として決定する。

2 契約の相手方となるべき同価格の見積書を提出した者が二人以上あるときは、くじにより契約の相手方を決定するものとする。

(結果の通知)

第8条 結果の通知は、原則、契約の相手方のみとし公表はしない。

(無効な見積書)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とし、採用対象から除外する。

- (1) 見積に参加する資格を有しない者が提出した見積書
- (2) 記名を欠く見積書（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の明記がない見積書）
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭である見積書
- (5) その他見積に関する条件に違反した見積書

(再度見積合わせの実施)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、指名による再度見積合わせを行うものとする。

- (1) オープンカウンター方式に付したが、参加者がいなかった場合
- (2) 予定価格の制限の範囲内の見積書を提出した者がいなかった場合

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

この要領は、令和3年1月26日から施行する。

この要領は、令和3年7月1日から施行する。